

『ご近所づきあいは生涯現役!』

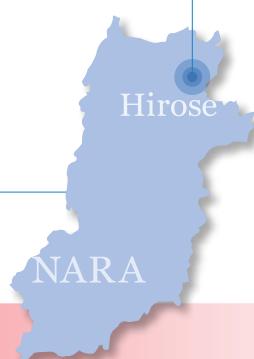
～中山間地域のご隠居さんに新たな“つながりづくり”を～

県内では今、中山間地域において“つながりづくり”的活動が広まっています。そもそも中山間地域は昔からつながりが深く、ご近所同士の支え合いが自然と行われているのではないかという声がよく聞かれます。

ではなぜ、昔からの顔見知りが多く暮らす地域で、改めてつながりが求められているのでしょうか。

今回は、山添村広瀬区を取材し、住民の皆さんとの素朴なつながりの場としてのサロン活動を行っている「茶話会ひろせ」の世話人である

小南 智恵子さん、新宅 純代さん、廣澤 愛子さんにお話を伺いました。



【山添村 広瀬区とは?】

三重県名張市との県境にあり、山の傾斜に沿うように民家のある集落。

●人口:120人 ●世帯数:34世帯 ●高齢化率:35.8%

出歩く機会が減ってきて

名張川と山に挟まれ、山の斜面に沿って集落が形成されている広瀬区。昔は小学校や保育所があり多世代で賑わっていたが、最近では住民の高齢化が進んでいる。

地区では、昔から互いに顔見知りが多く暮らしており、一家三世代同居も多い。畠仕事や孫の世話など、高齢になってしまっても家族としての大切な役割がある。しかし、昼間は家で一人という人も少なくない。

昔から伝わる「一日参り(男性)」や「観音講(女性)」といった寄り合いに、顔見知りが月に一度集い、自然とお互いの安否確認や情報交換を行う場になっていた。しかし、集落の公式な行事や役を、世代交代などで若い人に譲ると、高齢者は顔を出すことに遠慮がちになり、集落内の急な坂道を行き来しづらいということでも手伝って、次第に家から出る機会がなくなっていくという。

出歩く機会が減ると、つきあいが狭くなる。顔を合わせる機会が減ると、相手の様子は見えにくくなる。

「用事があってAさんの家に行ったら、遠くの方で声がしてね。聞くと“腰が痛くて動けない”っていうことがあったのよ」そう話すのは、茶話会ひろせの発起人の一人である廣澤愛子さん。

「今まで若い者が助けてくれていたけど、これからが心配」と3人は口を揃えて言う。

広瀬区の暮らしの実情を考え、もう一度つながりを取り戻し、お互いが気にかけ合える関係をつくり直したいと思った。

同じ思いをもつ区長の後押しもあり、山添村社協が主催する「小地域福祉活動サポーター研修」を受講し、サロンを立ち上げた。



毎回
楽しみにして
やってくる
高齢者の
皆さん



一人ひとりが主役になれる場所



「私」が主役になれるサロンは笑顔が絶えない



この日の参加者たちは「(今日のサロンを)待ってたんよ」「次はいつするの?」という声が多くあり、住民がこのサロン活動を心待ちにしていることがうかがえる。

村(区)の集まりには行かなくなった高齢者たちも、実は“つながる”場を求めている。

まだ始まったばかりの茶話会ひろせ。しかし、世話人たちは村の高齢者の様子が変わってきたと感じている。

「会話が増えたよね。道ですれ違っても、前までは挨拶くらいだったけど、お互いの近況報告をしたり、ちょっとした悩みごと相談をしたり。なんか、みんな元気に見えるわ」と3人は言う。

「私たちも、サロンを始めてからつながりが深くなったよね。そしたら村の色々なことが気になって。あそこのおじいちゃん最近見ないけど、どうしてるんやろか、とか。」

顔見知りから、様子の見える関係をもう一度つくることをねらいに、サロンの周知は毎回必ず個別訪問をしている。村の高齢者たちも、毎回来てくれる3人を頼りにしているようだ。

先進的なプログラムはないが、参加者が毎回楽しみにしてやってくる茶話会ひろせ。

区役を引退したご隠居さんが“Aさん家のおばあちゃん”ではなく“私”的出番や居場所として「地域で」集える場づくりは、昔のつながりをもう一度築く取り組みとして広まっている。

「使って安心! 成年後見制度」



石井専門員の成年後見教室
part③

**Q 成年後見人が付くまでに
どのような流れで手続きが進むのですか?**

A 判断能力が不十分な方に後見人等を付ける場合、必要な書類を揃えて住所地の家庭裁判所に申立てをしなければなりません。介護保険のサービスであれば契約と同時に利用することができますが、成年後見制度は申立てをしてから審判が出るまでいくらかの日数(大半は2か月以内)がかかるため、すぐに利用できないという制約があります。また、申立てにかかる費用(後見申立てであれば診断書の取得も含めて1万円程度)なども必要であり、少し手続きが煩雑になっています。簡単な流れは右記のとおりです。

**Q 成年後見制度の利用について、
どこに相談すればいいですか?**

A お住まいの市町村の役所(福祉関係の窓口)や地域包括支援センター、障害者相談支援事業所、社会福祉協議会などが身近に相談できる窓口になります。その他にも、後見人等の活動を行っている弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、Nネットなどの専門団体も相談窓口を持っています。成年後見制度について、何か聞きたいことや知りたいことがあれば、そうした窓口を積極的に活用してもらえば幸いです。

- (1)成年後見制度の利用判断
本人の判断能力の確認など
- (2)申立ての事前準備
診断書の取得や申立て書類の作成、戸籍謄本等の手配など
- (3)家庭裁判所に審判の申立て
後見・保佐・補助の類型により申立書が異なる
- (4)調査・鑑定・審問
鑑定が必要な場合もあり
- (5)審判・登記
審判から登記完了まで約1ヶ月かかる

このように、成年後見制度の利用を検討してから後見人等が決定するまでにそれなりの期間を要しますので、利用を考えられている方は早めのご相談とご準備をお勧めいたします。